

尚美ミュージックカレッジ専門学校 奨学生規程

(趣 旨)

第1条 本学に入学を希望し又は入学した者の中から学業・人物が優れた者に対する修学
研究上の援助を行うために奨学生制度を設け、奨学生制度に関する必要な事項を定
める。

(種 類)

第2条 奨学生の種類は次のとおりとする。

- (1) 特待入学奨学生
- (2) A〇入学奨学生
- (3) 指定校推薦入学奨学生
- (4) 自己推薦入学奨学生
- (5) 社会人入学奨学生
- (6) 留学生支援奨学生
- (7) 留学生入学奨学生
- (8) 留学生指定校推薦入学奨学生
- (9) 日本語学習奨学生
- (10) 同窓生紹介入学奨学生
- (11) 特待進級奨学生
- (12) 勉学奨励進級奨学生
- (13) スタートアップ奨学金

(選考基準等)

第3条 奨学生の対象生、選考基準並びに方法、及び特典は、別表のとおりとする。

(成果発表)

第4条 奨学生は、特待期間においてその教育成果を広く問うため、学内外のコンクー
ル、オーディション及びアワード等に積極的に参加しなければならない。

(特典の解消)

第5条 奨学生のうち、特待入学奨学生及び特待進級奨学生は、次の各号の一に該当した
ときは、給付された奨学金を返還するものとする。また、その他の特典も解消され
るものとする。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合、この限りではな
い。

- (1) 学則に定める懲戒処分を受けたとき
- (2) 休学、退学、除籍又は留年となったとき
- (3) 長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないと認められたとき

2 奨学生のうち、AO入学奨学生、社会人入学奨学生、留学生支援奨学生、留学生入学奨学生、留学生紹介指定校推薦入学奨学生、日本語学習奨学生、勉学奨励進級奨学生及び早期ウェブ出願奨学生は、次の各号の一に該当したときは、給付された奨学金を返還するものとする。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合、この限りではない。

- (1) 学則に定める懲戒処分を受けたとき
- (2) その他、奨学生として適当でないと認められたとき

(管理運用)

第6条 第2条各号に関する管理運用の方法は、別に定める。

(所 管)

第7条 この規程の所管は、広報課とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、役職会の議を経て専門学校経営会議の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 「専門学校東京ミュージック・アート・デザイン専門学校 特待生」規程は、平成16年9月24日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

種 類	対 象 生	選 考 基 準	選 考 方 法	特 典
特待入学奨学生	全学科新入学生	入学希望学科の専門分野について、既に習得している専門知識や技術、または、入学後本学学生の代表として活躍することができる期待値を総合的に判断し、価値に値する者	特待生入学奨学金審査申込書を提出し、審査を受け、部門部長が推薦する者の中から役職会の意見を聴いて学校長が決定	・初年度の授業料及び教育環境整備費の全額相当額又は一部相当額を給付 ・初年度の授業料の一部相当額（10万円）を給付
AO入学奨学生	全学科新入学生のうちAO入学生	入学希望学科の専門分野について、特に勉学意欲が高い者	AO入学エントリーシートを提出し、入試委員会の推薦を受けた者の中から役職会の意見を聴いて学校長が決定	・初年度の授業料の一部相当額（10万円）を給付 ・2年進級時に授業料の一部相当額（10万円）を給付
指定校推薦入学奨学生	全学科入学生のうち、指定校推薦新入学生	指定校から推薦を受けて入学する者	指定校推薦書及び指定校推薦志望理由書を提出した者の中から学校長が決定	初年度の授業料の一部相当額（20万円）を給付
自己推薦入学奨学生	全学科入学生のうち、自己推薦新入学生	自己推薦書を提出して入学する者	自己推薦書を提出した者の中から学校長が決定	初年度の授業料の一部相当額（10万円）を給付
社会人入学奨学生	全学科新入学生のうち社会人	社会人として1年以上同一の仕事に就き、入学希望学科の専門分野について、特に勉学意欲が高い者	社会人入学奨学金審査申込書を提出し、入試委員会の推薦を受けた者の中から役職会の意見を聴いて学校長が決定	入学金の半額相当額を給付

留学生支援奨学生	全学科新入学生のうち留学生	入学前における学業以外の経験等が特に優れて将来性がある者	留学生支援金審査申込書を提出し、入試委員会の推薦を受けた者の中から役職会の意見を聴いて学校長が決定	初年度の授業料の一部相当額を給付
留学生入学奨学生	全学科新入学生のうち留学生	入学希望学科の専門分野について、特に勉学意欲が高い者	入学願書を提出した者について学校長が決定	入学金の半額相当額を給付
留学生指定校推薦入学奨学生	全学科新入学生のうち留学生	指定校から推薦を受けて出願する者	指定校推薦及び留学生指定校推薦入学奨学金申込書を提出した者について学校長が決定	初年度の授業料の一部相当額を給付
日本語学習奨学生	全学科新入学生のうち留学生	入学前に十分な日本語能力を身に着けた者	日本語学習奨励金申請書の提出並びに日本語能力の証明書を提示の上、写しを提出した者について学校長が決定	初年度の授業料の一部相当額を給付
同窓生紹介入学奨学生	全学科新入学生	入学希望学科の専門分野について、勉学意欲が高く、人物が優れている者	同窓生入学者紹介書を提出した者について学校長が決定	入学金の半額相当額を給付
特待進級奨学生	全学科1年生（但し、四年課程の学科については、2年生及び3年生を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・年間をとおして原則全科目S Aである者 ・年間の授業・レッスンの出席率が原則皆出席である者 	申し込みをし、選考基準を満たした者は進級時に審査を受け、その中から部門部長が推薦をするものについて役職会の意見を聴いて学校長が決定	<ul style="list-style-type: none"> ・進級する年度の授業料の全額相当額または一部相当額を給付 ・特別レッスンまたは特別実習を受けることができる

<p>勉学奨励進級奨学生</p>	<p>全学科1年生（但し、四年課程の学科については、2年生及び3年生を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学業態度・人格・力量とも他の規範となる者 ・年間を通して学業成績が優秀な者 ・年間の授業・レッスンの出席率が95%以上である者・学業態度・人格・力量とも他の規範となる者認め、推薦した者 	<p>申し込みをし、選考基準を満たした者は進級時に審査を受け、その中から部門部長の推薦をする者について役職会の意見を聴いて学校長が決定</p>	<p>進級する年度の授業料の一部相当額を給付</p>
<p>スタートアップ奨学金</p>	<p>エンタテインメントHR学科、ジャズ・ポピュラー学科、トータルエンタテインメント専攻科新入学生 ※令和8年度新入学生に限る</p>	<p>入学希望学科の専門分野について、勉学意欲が高く、人物が優れている者</p>	<p>入学願書を提出した者について学校長が決定</p>	<p>入学金の半額相当額を給付</p>

奨学金の給付は、学費の納付時に該当金額の免除により行うこととする。